

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（257）」

2. 日時：平成29年8月3日 13時30分～18時45分

18時45分～21時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他10名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」及び「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<1.0 共通事項>

- 想定される自然現象においては、津波、有毒ガス及び船舶の衝突に対する考え方を全般的に整理して提示すること。
- 要員、運転員、災害対策要員等の用語の使い分けを明確にするとともに、それらに応じた実施組織及び支援組織等で用いる手順書、教育訓練等について全般的に整理して提示すること。
- 体制の整備においては、本部要員と班長の関係を明確にするとともに、複合災害への対応について廃止措置の発電所等を踏まえて対応方針を整理して提示すること。
- 屋内アクセスルート上にある資機材について、アクセスルート確保の考え方を踏まえて整理して提示すること。
- 手順書の整備においては、対策に必要となる手順書の種類を明確にするとともに、移行条件を踏まえて各手順書の移行の流れを整理して提示すること。
- 財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針について、発電用原子炉設置者（社長）との関係を整理して提示すること。
- 重大事故等の中長期的な対応に備え、高線量下における対応要員を社員のみ

で確保するとしているが、協力会社の支援との関係について整理して提示すること。

- 竜巻発生が予想される場合の手順として閉止状態等を確認する対象施設・設備を整理して提示すること。
- 支援組織に対して行う教育及び訓練の内容について整理して提示すること。

<1.12 放射性物質の拡散抑制>

- 放射性物質の拡散抑制対策を講じる対象となる建屋等について、抽出の考え方を整理して提示すること。
- 海洋への放射性物質の拡散抑制対策においては、現状、汚濁防止膜（シルトフェンス）のみで対応するとしているが、放射性物質吸着剤（ゼオライト）を用いた対応の可能性を考慮した上で、放射性物質の拡散抑制対策としての考え方を整理して提示すること。
- 手順着手の判断基準と個別の操作手順とを区別した上で、泡消火薬剤の運搬等個々の対策について整理して提示すること。
- 放水砲による大気への放射性物質拡散抑制開始の判断基準として原子炉建屋トップベントを開放する場合とあるが、重大事故等時の手順として行うものか、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」との関係性を踏まえて、手順の位置づけを整理して提示すること。
- 放水砲による大気への放射性物質拡散抑制開始の判断基準としてモニタリングポストの指示値を活用する場合の基準値の考え方について整理して提示すること。
- 海洋への放射性物質の拡散抑制として用いる汚濁防止膜の操作手順について模式図を用いて整理して提示すること。
- 放水により生じた汚染水が流れ込む雨水排水路集水柵について、2箇所に優先して汚濁防止膜を設置するとしている考え方を整理して提示すること。
- 可搬型代替注水大型ポンプ車（放水用）による大気への拡散抑制の開始時間及び海洋への放射性物質の拡散抑制に要する時間について、要員、所要時間を踏まえて考え方を示すとともに、タイムチャートにて関係を整理して提示すること。
- 初期消火においてアクセスルート及び火災周囲への延焼防止として用いる消防車と航空機火災の泡消火として用いる可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）の手順においては、自主設備が重大事故等対処設備に悪影響を与えないことを設備、水源、手順等の観点から整理するとともに、タイムチャートにて関係を整理して提示すること。
- 航空機燃料火災時における泡消火時間について、泡消火開始から約20分としている妥当性を整理して提示すること。

- 海洋への放射性物の拡散抑制として用いている放水路（雨水排水路集水桝等）の機能維持について、手順の成立性を踏まえて位置づけを整理して提示すること。
- 降雨時に可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）による放水を行う際の放水路の排水能力（及び排水しきれない場合の浸水高さ）について整理して提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（1.12）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（第55条）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）（第55条）